

# 結婚新生活支援事業に関するQ & A

## 【補助対象世帯】

**Q 1 「夫婦がいずれも厚岸町に定住する意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合は申請できますか？**

A 申請時に転勤の予定が定かではない場合は申請可能です。

**Q 2 再婚の世帯は、対象となりますか？**

A 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方がこの補助金を受けたことがある（他市町村での補助を含む）場合は、対象となりません。

**Q 3 生活保護受給世帯は、対象となりますか？**

A 対象となります。ただし、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については対象となりません。

**Q 4 公営住宅の入居者は、対象となりますか？**

A 対象となります。

**Q 5 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない場合は、対象となりますか？**

A 対象となります。（国籍要件はありません。）

**Q 6 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に配偶者が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は、補助の対象となりますか？**

A いずれの場合も対象となります。ただし、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば、婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用が、また、婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用が、それぞれ対象となります。

一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から対象となります。

**Q 7 婚姻前から同居している場合は、補助金の対象期間は婚姻日以降ですか？**

A 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から対象となります。

**Q 8 夫婦以外の名義で契約した住宅取得費用や住宅賃借費用は、補助の対象となりますか？**

A 対象となりません。

**Q 9 契約名義人は夫婦の親だが、夫婦のいずれかの名義の口座から住宅取得費用や住宅賃借費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか？**

A 対象となりません。ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情（未成年等）がある場合は、ご相談ください。

**Q10 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合は、対象となりますか？**

A 対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

**Q11 夫婦の一方が婚姻前から親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか？**

A 対象となります。

**Q12 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も補助の対象となりますか？**

A 対象となります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象となります。

### 【所得】

**Q13 所得とはいったい何を指しますか？**

A ここでいう所得とは次のとおりです。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）はこれらを全て合算します。

- ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額
- ・自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費

**Q14 夫婦の一方又は双方が婚姻を機に離職している場合、夫婦の所得はどうなりますか？その場合、所得証明書の提出は必要ですか？**

A 離職した方の所得は「所得なし」とします。この場合も所得証明書の提出は必要で

あり、離職票や退職証明書等により無職であることが確認できる書類があわせて必要になります。

**Q15 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか？**

A 所得証明書の期間と同一期間になります。

**Q16 貸与型奨学金の返済が分かる書類とは、どのようなものですか？**

奨学金返済証明書の写しの提出が望ましいですが、証明書の写しの提出が難しい場合は、通帳等により返済額が確認できる書類でも構いません。

**【対象費目】**

**Q17 住宅について、どのような費用が対象となりますか？**

A 婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみが、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが、引越費用は引越し業者・運送業者等に支払った費用がそれぞれ対象となります。

(参考)

区分	経費の例	補助の取扱
住宅取得費用に付随して発生することが多い経費	土地購入代	対象外
	住宅ローン手数料	
住宅賃貸費用に付随して発生することが多い経費	駐車場代（※）	対象外
	物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代	
	更新手数料	
	光熱水費	
	設備購入代	
	火災保険料、家財保険料	
	契約一時金、保証金	地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象となります。

**Q18 住宅取得の際、建物と土地を一緒に取得したため、月々の返済額は土地代も含まれていますが、対象となりますか？**

A 対象となるのは、建物のみです。不動産会社等に確認し、建物だけの金額を明確にしてもらう必要があります。

**Q19 婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となりますか？**

A 対象となりません。

**Q20 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けできませんが、対象となりますか？**

A 基本的には駐車場代は対象となりませんが、家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けできない場合は、駐車場代も含めて補助対象となります。

なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額が対象となります。

**Q21 勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなりますか？**

A 住宅手当分は対象外となります。

**Q22 引越費用について、どのような費用が対象となりますか？**

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります。

(例：ホームクリーニング代、不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等)

#### 【その他】

**Q23 補助金の上限額になるまで何度も申請できますか？**

A 上限額に達していなくても初回限りです。上限額までの差額分を翌年度申請することもできません。

**Q24 結婚新生活支援補助金は、所得税法上のどの所得区分に該当しますか。**

A 一時所得に該当します。

**Q25 戸籍謄本はどこで請求できますか？**

A 本籍のある市町村に請求してください。

**Q26 婚姻届受理証明書はどこで請求できますか？**

A 婚姻届を提出した市町村に請求してください。

**Q27 所得証明書、納税証明書はどこで請求できますか？**

A 令和3年1月1日に住民票のあった市町村に請求してください。